

証券コード 2929
2021年9月29日

株 主 各 位

京都市西京区御陵大原1番地49
株式会社ファーマフーズ
代表取締役社長 金 武 祐

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

なお、株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては、3頁から4頁までのご案内のとおり、**極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年10月19日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年10月20日（水曜日）午前11時（午前10時受付開始） |
| 2. 場 | 所 | 京都市南区西九条院町17（京都駅八条口）
都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿
（昨年と会場が異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
【ご案内】新型コロナウイルスの感染予防、拡散防止のため、 <u>お土産の配布を取り止めさせていただきます。</u> また、ご同伴者様はご来場いただけません。 |

3. 株主総会の目的事項 報告事項

- 第24期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第24期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）計算書類報告の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. インターネットによる開示について

次に掲げる事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pharmafoods.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pharmafoods.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う本株主総会における当社の対応について

- ・感染拡大防止を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項等のご説明を例年より短縮させていただきます。
- ・感染予防のため、座席は1.5m間隔とさせていただきます、そのため座席数が80名程度となる見込みです。満席の際にはご入場をお断りする場合があります。
- ・受付時、株主様には非接触型体温計で検温をさせていただく予定です。咳や発熱など体調がすぐれないと見受けられる株主様については、入場をお断りする、ご退場をお願いする等の措置を取らせていただく場合があります。
- ・当社役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、事前の体調確認、マスク着用、手指の消毒にご協力をお願いいたします。

以上

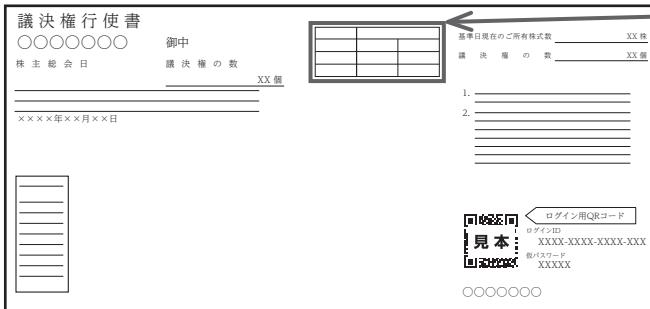


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会に ご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 <hr/> 開催日時 2021年10月20日（水曜日） 午前11時 （受付開始：午前10時）	 書面（郵送）で議決権を 行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 <hr/> 行使期限 2021年10月19日（火曜日） 午後6時到着分まで	 インターネットで議決権を 行使される場合 次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。 <hr/> 行使期限 2021年10月19日（火曜日） 午後6時入力完了分まで
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 株
XXXXXXXXX年XX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 株

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
XXXXXXXX-XXXX-XXX
XXXXXXXX
XXXXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

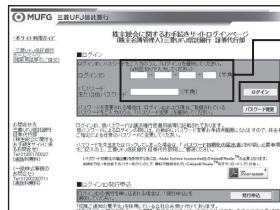
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

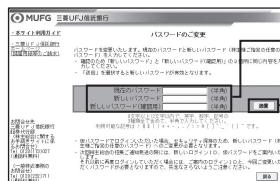
議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2020年 8 月 1 日から
2021年 7 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「医薬」(Pharmaceuticals)と「食」(Foods)の融合「ファーマフーズ(Pharma Foods)」を実現するため、「Bio Business Triangle」をコンセプトに、「機能性素材(Bio seeds)」「バイオメディカル(Bio medical)」「通信販売(Bio value)」の3事業を主要事業としております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、4度目の緊急事態宣言が発出されるなど、先行きの不透明な状況が続いております。人々の生活様式の急速な変化及び高齢化社会の進展による人口構造の変化は、健康や美容に対する意識をますます高めております。健康食品や化粧品の販売チャネルは、インターネットやドラッグストアでの販売の増加など、多様化が進展しております。

このような状況下において、当社グループは、広告宣伝費は24,860百万円(前期比237.0%増)、研究開発費は522百万円(前期比19.3%増)と各事業への積極投資を継続いたしました。

その結果、「ニューモ[®]育毛剤」を中心に顧客獲得が進展し、2021年7月末時点の定期顧客件数は773,844件(前期末時点では244,715件)となりました。研究開発においては、頭皮フローラを整えるカクテル成分が「フケ・かゆみ・脱毛の予防又は軽減剤」として特許受理されるなど、商品開発力強化につながりました。創薬研究では、田辺三菱製薬株式会社との抗体医薬に関する独占的ライセンス契約の締結をきっかけに、当社の抗体作製技術への評価が高まりました。

当連結会計年度の売上高は46,752百万円(前期比204.5%増)、営業利益5,673百万円(前期比666.6%増)、経常利益5,767百万円(前期比631.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,841百万円(前期比455.9%増)となり、積極的な投資と利益創出の両立に成功いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(バイオメディカル事業)

バイオメディカル事業では、当社独自のニワトリ由来抗体作製技術「ALAgene[®] technology (アラジンテクノロジー)」及び卵黄由来の生理活性ペプチド開発技術を用いた創薬事業を行っております。

「ALAgene[®] technology」は、従来技術では作製困難な創薬ターゲット分子に対する抗体作製を可能とする、当社の基盤技術であります。本技術を用いて「自己免疫疾患」「悪性腫瘍」を対象疾患とした抗体医薬の研究開発を行っております。

「自己免疫疾患プロジェクト」においては、2018年10月より2年間、田辺三菱製薬株式会社と抗体医薬に関する共同研究を推進してまいりました。本結果をもとに、当社と田辺三菱製薬株式会社は、2021年1月に独占的ライセンス契約を締結いたしました。今後は、開発段階に応じた開発マイルストンの支払いを受けることとなり、さらに、この抗体医薬品が5兆円にも及ぶ自己免疫疾患に対する抗体医薬市場へ上市された場合、全世界における販売額に応じたロイヤルティと販売マイルストンの支払いを受けることとなります。

これに加え、自己免疫疾患に関しては、創薬研究所内に「国際PAD研究センター」を設け、一連のPAD^{*1}関連ターゲットに関する創薬研究を推進し、創薬のパイプライン拡充が順調に進みました。特に抗PAD2抗体については、ヒト化抗体作製と薬効薬理試験を行っており、国内外の大手製薬企業と提携交渉を進めております。

「悪性腫瘍プロジェクト」においては、抗FSTL1抗体を用いた各種細胞試験及び動物試験を行うことで、製薬企業との提携交渉を継続しております。

これらのプロジェクトにおいて、優れた抗体を作製可能とする当社技術の有用性が高く評価された結果、2021年6月、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の令和3年度「次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業（国際競争力のある次世代抗体医薬品製造技術開発）」に採択されました。本事業において、「ALAgene[®] technology」を活用・高度化し、あらゆる疾患を標的とした次世代抗体医薬品の製造技術開発を進めてまいります。

また、当社では卵黄由来の生理活性ペプチド開発技術を用いて、骨形成に関与する治療薬の研究開発を行っております。

「骨形成プロジェクト」では、卵黄由来の骨形成ペプチド「リプロタイト[®]」が、AMEDの平成30年度「難治性疾患実用化研究事業」に、東京大学及び長崎大学との共同研究事業として3年間の選定を受け、研究開発を行ってまいりました。引続き骨形成不全症の治療薬の候補として、「リプロタイト[®]」の作用機序の解明と、動物モデルでの薬効評価、薬物動態評価を行うことで、製薬企業との提携交渉を継続してまいりま

す。

また、バイオメディカル事業では、新たな創薬ターゲットに対する抗体作製に加え、外部企業からの分析・効能評価試験等を受託するL S I (Life Science Information) 事業を行っております。

これらの結果、バイオメディカル事業の当連結会計年度の売上高は、375百万円（前期比101.4%増）、セグメント利益は81百万円（前期は45百万円の損失）となりました。

（機能性素材事業）

機能性素材事業では、独自の機能性食品素材を研究、開発し、食品メーカー等に販売しております。

当事業が属する機能性表示食品及び健康食品市場は、健康維持、増進への高い意識を背景に、市場規模が拡大しております。当連結会計年度において、「ファーマギャバ[®]」、「Cerepron[®]（セレプロン）」「HGP[®]」及びOEM事業の売上が大幅に増加したことにより、機能性素材事業全体の売上を押し上げることとなりました。

当社の主力商品である「ファーマギャバ[®]」の売上高は、1,348百万円（前期比9.1%増）となりました。機能性表示食品制度における「GABA（ギャバ）」の届出件数は503件（2021年6月末時点）で、引続き第1位の採用実績を維持しており、食品メーカーによるGABAの採用拡大が、トップシェアである当社の「ファーマギャバ[®]」の受注拡大につながっております。

OEM事業の売上高は、739百万円（前期比33.7%増）となりました。国内を中心にヘルスケア企業向けダイエット食品及びナショナルブランド向けパウチゼリー等が増加いたしました。

海外を中心に成長中の美白素材「Cerepron[®]（セレプロン）」の売上高は、121百万円（前期比21.4%増）となりました。引続き、中国及び東南アジア地域での販売に注力してまいります。

育毛素材「HGP[®]」は、当社の「ニューモ[®]育毛剤」の国内シェアNo. 1の実績が高く評価され、特に中国での需要が増加し、売上高は50百万円（前期比217.7%増）となりました。

骨形成成分である「ボンペップ[®]」の売上高は、248百万円（前期比8.5%減）となりました。国内では堅調に推移しましたが、中国のサプリメント向け販売が減収となりました。

研究開発では、頭皮の菌バランスに着目したカクテル成分を新たに開発いたしました。

た。数十種類の頭皮環境向け原料の中から、頭皮フローラを整える最適の配合比率を見つけ出すことに成功し、この成分の特許が受理されました。当社通信販売製品に配合されており、研究開発の成果が迅速に商品開発へとつながる体制となっております。

当連結会計年度においては、研究開発費の積極投資を継続しつつ、OEM事業への注力など、中長期での売上及び利益の成長のため販売構成の見直しに取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の機能性素材事業の売上高は、2,852百万円（前期比10.7%増）、セグメント利益は770百万円（前期比3.7%減）となりました。

（通信販売事業）

通信販売事業では、「発明企業の通販事業」として当社独自の機能性素材を配合したサプリメント及び医薬部外品（「タマゴ基地[®]」ブランド）並びに化粧品（「SOGN ANDO（ソニヤンド[®]）」ブランド等）の商品を、通信販売の方式で消費者に直接販売又はショッピング専門チャンネルへの卸売販売を行っております。

当連結会計年度は、テレビ及びインターネットを中心に、想定より高い顧客獲得効率となったため、年間の広告宣伝費を増額する判断を行いました。その結果、2021年7月末現在の定期顧客件数は、773,844件となり、この基盤がもたらすリピート購入により、「利益回収の早期化」及び「利益水準の上昇」が続いております。

「ニューモ[®]育毛剤」は、テレビ、ウェブ広告に加え、新聞広告など紙媒体においても顧客獲得に注力し、既存顧客のリピート購入も増加した結果、当連結会計年度における売上高は、26,763百万円となりました。

サプリメントの販売では、「ニューモ[®]サプリメント」の売上高は3,806百万円となり、育毛剤との同時購入により、顧客単価の向上に寄与しております。また、膝関節サプリメント「タマゴサミン[®]」の売上高は、3,061百万円となり、利益に寄与しております。

化粧品の販売では、「ヘアポーテ[®] エクラ ボタニカルエアカラーフォーム」の販売に注力いたしました。当連結会計年度では、CPO^{*2}を重視した新規顧客獲得を行い、2021年7月末時点の定期顧客件数は、98,210件（前期末時点では26,326件）となりました。

以上の結果、通信販売事業の当連結会計年度の売上高は、43,524百万円（前期比245.7%増）と、大幅な増収となりました。広告宣伝費24,858百万円（前期は7,370百万円）を計上しましたが、同時に利益回収が大きく進捗した結果、セグメント利益は5,575百万円（前期比872.3%増）となりました。

※1 PAD (Peptidylarginine deiminase) : 標的タンパクのアルギニンをシトルリン化する酵素。生体内に5種類のPADが存在し、各種疾患との関連が報告されている。

※2 Cost Per Order : 顧客1件を獲得するために要した広告宣伝費

セグメント別売上高

区 分	第23期 (2020年7月期)		第24期 (2021年7月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
機 能 性 素 材 事 業	2,575百万円	16.8%	2,852百万円	6.1%	276百万円	10.7%
通 信 販 売 事 業	12,591百万円	82.0%	43,524百万円	93.1%	30,933百万円	245.7%
バ イ オ メ デ ィ カ ル 事 業	186百万円	1.2%	375百万円	0.8%	188百万円	101.4%
合 計	15,353百万円	100.0%	46,752百万円	100.0%	31,398百万円	204.5%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は、174百万円となりました。主なものは、次のとおりであります。

バイオメディカル事業	解析装置等の購入	74百万円
機能性素材事業	分析装置等の購入	42百万円
通信販売事業	コールセンター機器導入	16百万円
	ソフトウェアの改修	19百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として2,500百万円の調達を実施しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2018年7月期)	第22期 (2019年7月期)	第23期 (2020年7月期)	第24期 (当連結会計年度) (2021年7月期)
売 上 高 (百万円)	7,943	10,532	15,353	46,752
経 常 利 益 (百万円)	359	636	788	5,767
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	313	499	690	3,841
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	10.80	17.21	23.79	132.21
総 資 産 (百万円)	6,327	8,731	10,096	20,944
純 資 産 (百万円)	3,910	4,315	4,907	8,465
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	133.94	148.50	168.87	291.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第22期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用したため、第21期についても遡及適用後の総資産を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2018年7月期)	第22期 (2019年7月期)	第23期 (2020年7月期)	第24期 (当事業年度) (2021年7月期)
売 上 高 (百万円)	5,890	8,078	11,645	37,964
経 常 利 益 (百万円)	345	568	670	6,405
当 期 純 利 益 (百万円)	325	424	579	4,528
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	11.21	14.63	19.97	155.88
総 資 産 (百万円)	6,128	8,630	9,796	21,477
純 資 産 (百万円)	3,781	4,204	4,685	8,931
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	130.09	144.67	161.22	307.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第22期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用したため、第21期についても遡及適用後の総資産を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ファーマフーズ コミュニケーション	12百万円	100.0%	コールセンター事業
株式会社フューチャーラボ	100百万円	100.0%	化粧品及び美容雑貨の販売

(4) 対処すべき課題

わが国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えようとしております。このような中、当社グループは、『「医薬」と「食」の融合』という経営理念のもと、「100歳時代に価値ある豊かさと価値ある健康を」というビジョンを掲げ、中長期的な成長を図っております。市場環境及び事業環境の現状において、当社グループとして認識している対処すべき課題については、以下のように考えております。

(バイオメディカル事業)

① パイプラインの拡充

当社グループは、保有するパイプラインを製薬会社へライセンスアウトすることにより、契約一時金、マイルストーン収入及びロイヤリティを受けとるビジネスモデルとなっております。今後も、パイプラインの拡充による事業基盤の拡大を図り、将来の成長を目指してまいります。

② 企業及び公的研究機関との連携強化

創薬分野において、企業及び公的研究機関が日進月歩で創薬開発を進めております。自社開発を進めつつ、外部の企業及び公的研究機関と共同で創薬開発を行うことで、創薬シーズの探索及び開発のスピードを加速させてまいります。

③ 次世代抗体の創出

「ALAgene[®]technology (アラジンテクノロジー)」を改良し、あらゆる疾患を標的とした次世代抗体の創出を目指します。

(機能性素材事業)

① 各国の許認可取得及び安定供給体制の構築

海外販売強化のため、現地食品メーカー及び卸売事業者との連携により、各国において必要な許認可の取得を迅速に行ってまいります。また、販売拡大とともに、海外市場での安定供給のため、海外における生産体制を構築してまいります。

② 営業人材の育成及び即戦力人材の獲得

販売体制構築のため、海外市場に対応する人材の増強を図り、主力の北米・中国に加え、今後市場拡大が見込まれる東南アジア地域での展開に注力してまいります。

③ 新しい価値を創造する新規素材の開発

当社主力の「ファーマギャバ[®]」に続いて他の製品についても、機能性表示食品を取得するなど、価値ある製品の研究開発を行ってまいります。

- ④ 自社ブランド最終製品の開発及び販売
ドラッグストア、コンビニ及び海外など新たな販路で自社ブランド最終製品の販売を行ってまいります。

(通信販売事業)

- ① 商品開発
当社の研究成果をエビデンスとする機能性表示食品、化粧品等の機能性の高い価値ある商品の拡充等を進め、お客様のニーズに対応してまいります。
- ② 広告クリエイティブの開発
消費者に選ばれる存在となるため、他にはない研究開発力及び機能性などの訴求を行い、魅力的な広告クリエイティブの開発に取り組んでまいります。
- ③ システムによる効率化
コールセンター、ECサイト、受注管理及び広告管理システムの効率化を実現し、お客様のニーズに迅速に応える体制を構築してまいります。
- ④ システムセキュリティ強化
当社は、多くの個人情報保有しております。お客様が安心して利用できるように、ECサイト及びコールセンターの安全性や信頼性を継続的に強化してまいります。

(全社的事項)

- ① 人材の獲得及び組織体制の強化
年齢、性別、国籍等にとらわれることなく、意欲、実力を重視した評価、育成を行い、強固な組織体制の構築を目指します。また優秀な人材、グローバルな人材の積極的な採用を進めてまいります。
- ② 収益力の向上及び財務基盤の維持・確保
規模の拡大に伴うスケールメリットを発揮し、収益力の向上を図ります。また、キャッシュ・フローを重視した経営を行い、適切な投資判断を行ってまいります。さらに財務状況や投資計画に応じた資金調達を柔軟に行ってまいります。
- ③ 新事業による成長
「アグリ・ニュートリション事業」及び「化成品事業」などの新規事業創出のため、M&Aを含めた協業を積極的に活用し、更なる企業価値の拡大を目指してまいります。
- ④ SDGsへの取り組み
卵殻及び卵殻膜、ごま、ワイン、バナナ等の未利用資源を、当社の研究・商品開発力及び販売力によるアップサイクルに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年7月31日現在)

当社グループは、機能性食品素材の生理機能探索、応用研究及び販売並びに抗体医薬の研究開発を基盤収益事業としており、主な製品及び事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
機能性素材事業 (B to B事業)	「ファーマギャバ [®] 」「ボーンペップ [®] 」「Cerepron [®] (セレプロン)」「ランペップ [®] 」「HGP [®] 」「ファーマバイオミックス」等の機能性素材の開発、販売を行っております。また、サプリメント、飲料等のOEM製品の企画、販売を行っております。
通信販売事業 (B to C事業)	「タマゴサミン [®] 」等の健康食品及び「ニューモ [®] 育毛剤」等の医薬部外品並びに「珠肌のうみつ [®] 」「デルマQⅡ [®] マイルドピーリングゲル」等の化粧品を、テレビ、インターネット及びラジオ等の広告媒体を通じて販売しております。
バイオメディカル事業	当社独自のニワトリ由来抗体作製技術「ALAgene [®] technology (アラジンテクノロジー)」を用いた抗体医薬の研究開発及び外部企業からの分析・効能評価試験等を受託するLSI (Life Science Information) 事業を行っております。

(6) 主要な営業所 (2021年7月31日現在)

① 当社

本店	京都市西京区御陵大原1番地49
東京営業所	東京都港区赤坂8丁目5番32号

② 子会社

株式会社ファーマフーズ コミュニケーション	福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号
株式会社フューチャーラボ	東京都港区赤坂8丁目5番32号
株式会社メディラボ	東京都港区赤坂8丁目5番32号

(7) 従業員の状況 (2021年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数		前連結会計年度末比増減	
	2021年7月31日現在	2020年7月31日現在	2021年7月31日現在	2020年7月31日現在
機能性素材事業	45名	(2名)	9名増	(1名減)
通信販売事業	222名	(122名)	117名増	(75名増)
バイオメディカル事業	12名	(-)	-	(1名減)
全社 (共通)	14名	(9名)	1名減	(4名増)
合計	293名	(133名)	125名増	(77名増)

(注) 上記従業員数は、就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83名 (28名)	7名増 (7名増)	37.2歳	4.5年

(注) 上記従業員数は、就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年7月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社京都銀行	2,017百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,478百万円
株式会社滋賀銀行	931百万円
株式会社池田泉州銀行	220百万円
株式会社三井住友銀行	201百万円
京都中央信用金庫	43百万円
株式会社りそな銀行	4百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年7月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 68,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 29,062,100株 |
| ③ 株主数 | 19,699名 |
| ④ 大株主（上位11名） | |

株主名	持株数	持株比率
金 武祐	3,348,300 株	11.52 %
江崎グリコ株式会社	732,000 株	2.51 %
益田 和二行	698,300 株	2.40 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	662,300 株	2.27 %
金 英一	649,000 株	2.23 %
金 千尋	509,100 株	1.75 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	493,400 株	1.69 %
益田 美玲	483,300 株	1.66 %
B o f A証券株式会社	426,049 株	1.46 %
三菱商事株式会社	400,000 株	1.37 %
ロート製薬株式会社	400,000 株	1.37 %

- (注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は前期末と比べて18,700株増加しております。
2. 自己株式は所有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権の状況（2021年7月31日現在）

2016年3月22日開催の取締役会決議に基づき発行した有償新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 従業員 9名 子会社取締役 1名
新株予約権の数	169個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 16,900株
新株予約権の行使時の払込金額	453円
新株予約権の行使期間	2018年11月1日から2023年4月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 453円 資本組入金 227円
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 行使の条件は次のとおりであります。

- 新株予約権者は、2017年7月期及び2018年7月期の監査済みの当社損益計算書（連結計算書類を作成している場合は連結損益計算書）において、経常利益の累計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
 - 300百万円を超過した場合：50%
 - 400百万円を超過した場合：80%
 - 500百万円を超過した場合：100%
- 上記1.における経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を当社取締役会にて定めるものとする。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 武 祐	
専務取締役	益 田 和 二 行	管理部担当
常務取締役	堀 江 典 子	営業部担当 東京営業部担当 海外営業部担当 レストラン事業部部長
常務取締役	井 上 泰 範	通販事業部担当 化粧品通販事業部部長 株式会社フューチャーラボ代表取締役社長 株式会社メディアラボ代表取締役社長
取締役	青 笹 正 義	バイオメディカル部担当
取締役	佐 村 信 哉	株式会社SSプランニング代表取締役社長
取締役	山 根 哲 郎	パナソニック健康保険組合松下記念病院名誉院長
常勤監査役	伊 井 野 貴 史	
常勤監査役	西 脇 大 輔	
監査役	辻 本 真 也	辻本税理士事務所 代表
監査役	八 田 信 男	I D E C株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 佐村信哉氏及び取締役 山根哲郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 辻本真也氏及び監査役 八田信男氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 辻本真也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、招聘する社外取締役及び社外監査役については、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提として選定しております。
 5. 当社は、取締役 佐村信哉氏、取締役 山根哲郎氏、監査役 辻本真也氏及び監査役 八田信男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当事業年度中に以下の取締役の担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
益田 和 二 行	専 務 取 締 役 管 理 部 担 当	専 務 取 締 役 管 理 部 担 当 (株)フューチャーラボ代表取締役社長 (株)メディラボ代表取締役社長 (株)ファーマーズコミュニケーション 代 表 取 締 役 専 務	2020年10月20日
堀 江 典 子	常 務 取 締 役 営 業 部 担 当 東 京 営 業 部 担 当 海 外 営 業 部 担 当 レ ス ト ラ ン 事 業 部 部 長	取 締 役 営 業 部 担 当 東 京 営 業 部 担 当 海 外 営 業 部 担 当 レ ス ト ラ ン 事 業 部 部 長	2020年10月20日
井 上 泰 範	常 務 取 締 役 通 販 事 業 部 担 当 化 粧 品 通 販 事 業 部 部 長 (株)フューチャーラボ代表取締役社長 (株)メディラボ代表取締役社長	取 締 役 通 販 事 業 部 担 当 化 粧 品 通 販 事 業 部 部 長 (株)フューチャーラボ常務取締役 (株)メディラボ常務取締役	2020年10月20日
青 笹 正 義	取 締 役 バ イ オ メ デ ィ カ ル 部 担 当	常 務 取 締 役 バ イ オ メ デ ィ カ ル 部 担 当	2020年10月20日

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、2021年9月21日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり決定いたしました。なお、当該決定に際しては、あらかじめその内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社

外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

(ii) 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

(iii) 業績連動型株式報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、次の二種類の譲渡制限株式を付与する。

(a) 直前事業年度の業績目標の達成時のみ、付与決定され、一定期間継続して当社の取締役の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される譲渡制限付株式（譲渡制限期間を3年以内とする）を、毎年、当該事業年度の終了後の一定の時期に付与する。

(b) 中期経営計画の業績目標の達成度合等によって譲渡制限を解除する株式の数が決定される譲渡制限付株式（譲渡制限期間を3年以内とする）を、当該中期経営計画の初年度開始後の一定の時期に付与する。

これら二種類の譲渡制限付株式として付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定し、目標値とする業績指標等は中期経営計画と整合するよう設定するものとする。

(iv) 基本報酬の額及び業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

(v) 取締役の個人別の報酬等の具体的配分方法の決定手続に関する事項

全ての取締役報酬の具体的配分方法は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数
		基本報酬		
取締役 (うち社外取締役)	166 (8)	166 (8)		7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	15 (2)	15 (2)		4名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	182 (11)	182 (11)		11名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年10月24日開催の第21期定時株主総会において年額200百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年10月27日開催の第8期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は2名)です。

④ 役員等賠償責任保険の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、当社取締役を含む被保険者のその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を補償するもの(ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと。犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為などの免責事項等に該当する場合を除く)であり、1年毎に契約更新しております。次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐村信哉氏は、株式会社SSプランニングの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役山根哲郎氏は、パナソニック健康保険組合松下記念病院の名誉院長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役八田信男氏は、I D E C株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 佐村信哉	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席いたしました。主に通信販売事業に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 山根哲郎	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席いたしました。主に医師としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 辻本真也	当事業年度に開催された取締役会22回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 八田信男	当事業年度に開催された取締役会22回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。主に経営に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、監査役会においても同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

海南監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下の内部統制システム基本方針に則り、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令遵守（コンプライアンス）を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、管理部担当取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程する。
- ・ 当社のコンプライアンスに関する通報窓口は、社内窓口を管理部総務課及び常勤監査役とし、社外窓口を顧問弁護士とする。
- ・ 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査する。
- ・ 内部監査部門である社長室は社長直轄として、当社及び関係会社の全部門に対して、各部門の業務執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、効率的でかつ妥当であるか否かを検証し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ・ 取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- ・ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- ・ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程により適切に作成・保存する。
- ・ 取締役、監査役より閲覧の請求があれば、管理担当部門を通じてこれに応じる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 資金の投資・運用による損失に対しては、「資金運用管理規程」を整備し、危機の管理に努める。
- ・ 研究開発による損失に対しては、「研究開発管理規程」を整備し、危機の管理に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置する。指名・報酬委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保する。
- ・ 定時取締役会を毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・ 取締役及び各部部长が出席し、原則として毎週1回幹部会を開催し、業務執行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、各部の運営状況等の確認や相互牽制を図る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令遵守（コンプライアンス）を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、管理部担当取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程する。
- ・ 当社のコンプライアンスに関する通報窓口は、社内窓口を管理部総務課及び常勤監査役とし、社外窓口を顧問弁護士とする。
- ・ 内部監査部門である社長室は社長直轄として、業務が法令、定款及び社内規程に準拠し、並びに企業倫理及び社会規範を遵守して行われているかを検証し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社の内部統制に関する体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。

- ・ 当社は子会社の経営の自主性を尊重するとともに、グループ全体の業績向上に寄与するように「関係会社管理規程」を整備し、これに基づき子会社に対し報告を求め、損失の危険の管理及び子会社の取締役等の職務執行について、適法性と効率性の管理を行う。
 - ・ 子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求め、協議を行う。
- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・ 取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができる。なお、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いは監査役の同意を得て行い、取締役からの独立性を確保する。
 - ・ 取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。
- ⑧ **当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受ける者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・ 取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及びグループ全体に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、速やかにこれを監査役に報告する。
 - ・ 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受ける。
 - ・ 当社は、監査役が取締役、使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人と常時情報交換を行う体制を整える。
 - ・ 当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査役は、内部監査人、監査法人等との緊密な連携及び情報交換を推進するため意見交換会を定期的に開催する。
- ・ 監査役は、監査役相互の連携を図るため、監査役会を毎月1回以上開催する。

⑪ **財務報告の適正性を確保するための体制**

- ・ 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ・ 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- ・ 内部統制担当者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
- ・ 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 「コンプライアンス基本規程」を制定し、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合又は発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところにより適正に保存し、管理しております。
- ③ 月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規程」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図っております。
- ④ 監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ⑤ 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家を交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。

そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の成長性と収益性を両立させる事業方針の下、研究開発、広告宣伝及びM&A等に対する積極的な投資を拡大させながら、株主様に対する還元策として配当等を積極的に充実させていくことを基本方針としております。

この方針の下、成長投資の推進、財務健全性の確保及び株主還元の強化のバランスを考慮し、自己株式取得を含む総還元性向20%を株主還元策の目安としております。

~~~~~  
 (注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年7月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>17,933</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>10,978</b> |
| 現金及び預金             | 9,794         | 支払手形及び買掛金              | 846           |
| 受取手形及び売掛金          | 4,920         | 短期借入金                  | 2,500         |
| 商品及び製品             | 2,659         | 1年内返済予定の長期借入金          | 939           |
| 仕掛品                | 54            | 未払金                    | 3,283         |
| 原材料及び貯蔵品           | 35            | 未払法人税等                 | 2,000         |
| その他                | 473           | 賞与引当金                  | 3             |
| 貸倒引当金              | △3            | その他                    | 1,404         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,010</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,499</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,808</b>  | 長期借入金                  | 1,458         |
| 建物及び構築物            | 879           | 退職給付に係る負債              | 16            |
| 機械装置及び運搬具          | 4             | その他                    | 24            |
| 工具、器具及び備品          | 178           |                        |               |
| 土地                 | 726           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>12,478</b> |
| リース資産              | 20            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>185</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>8,455</b>  |
| のれん                | 140           | 資本金                    | 2,038         |
| その他                | 45            | 資本剰余金                  | 1,817         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,016</b>  | 利益剰余金                  | 4,599         |
| 投資有価証券             | 335           | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>8</b>      |
| 関係会社長期貸付金          | 29            | その他有価証券評価差額金           | 8             |
| その他                | 650           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>1</b>      |
| 貸倒引当金              | △0            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>8,465</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>20,944</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>20,944</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年 8 月 1 日から  
2021年 7 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額    |
|-------------------------------|--------|
| 売 上 高                         | 46,752 |
| 売 上 原 価                       | 7,027  |
| 売 上 総 利 益                     | 39,724 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 34,051 |
| 営 業 利 益                       | 5,673  |
| 営 業 外 収 益                     |        |
| 受 取 利 息                       | 3      |
| 受 取 配 当 金                     | 3      |
| 為 替 差 益                       | 16     |
| 補 助 金 収 入                     | 38     |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 16     |
| 業 務 受 託 料 他                   | 16     |
| そ の 他                         | 20     |
| 営 業 外 費 用                     |        |
| 支 払 利 息                       | 12     |
| 支 払 手 数 料 他                   | 6      |
| そ の 他                         | 1      |
| 経 常 利 益                       | 20     |
| 特 別 損 失                       | 5,767  |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 1      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 1      |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 5,765  |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 1,987  |
| 当 期 純 利 益                     | △63    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 1,924  |
|                               | 3,841  |
|                               | 3,841  |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：百万円)

|                                          | 株 主 資 本 |           |           |             |
|------------------------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
|                                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                                | 2,033   | 1,812     | 1,048     | 4,895       |
| 連結会計年度中の変動額                              |         |           |           |             |
| 剰 余 金 の 配 当                              |         |           | △290      | △290        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                          |         |           | 3,841     | 3,841       |
| 新 株 予 約 権 の 行 使                          | 5       | 5         |           | 10          |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の連結会計年度中の変動額<br>(純 額) |         |           |           |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                            | 5       | 5         | 3,550     | 3,560       |
| 当 期 末 残 高                                | 2,038   | 1,817     | 4,599     | 8,455       |

|                                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                            | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------------------|-----------------------|------------------|----------------------------|-----------|-----------|
|                                          | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | その他の包括利益<br>累計<br>額<br>合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                                | 9                     | △0               | 9                          | 3         | 4,907     |
| 連結会計年度中の変動額                              |                       |                  |                            |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                              |                       |                  |                            |           | △290      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                          |                       |                  |                            |           | 3,841     |
| 新 株 予 約 権 の 行 使                          |                       |                  |                            |           | 10        |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の連結会計年度中の変動額<br>(純 額) | △1                    | 0                | △0                         | △1        | △2        |
| 連結会計年度中の変動額合計                            | △1                    | 0                | △0                         | △1        | 3,558     |
| 当 期 末 残 高                                | 8                     | -                | 8                          | 1         | 8,465     |

# 貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|----------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>   |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>17,490</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>11,064</b> |
| 現金及び預金               | 8,520         | 買掛金                    | 667           |
| 受取手形                 | 28            | 短期借入金                  | 2,500         |
| 売掛金                  | 4,815         | 1年内返済予定の長期借入金          | 939           |
| 商品及び製品               | 1,600         | 未払金                    | 3,866         |
| 仕掛品                  | 52            | 前受金                    | 9             |
| 原材料及び貯蔵品             | 34            | 未払法人税等                 | 1,983         |
| 前渡金                  | 10            | 賞与引当金                  | 3             |
| 前払費用                 | 69            | その他                    | 1,094         |
| 関係会社短期貸付金            | 2,050         | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,482</b>  |
| その他                  | 312           | 長期借入金                  | 1,458         |
| 貸倒引当金                | △3            | リース債務                  | 14            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>3,986</b>  | 退職給付引当金                | 0             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>1,773</b>  | その他                    | 8             |
| 建物                   | 820           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>12,546</b> |
| 構築物                  | 49            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |               |
| 車両運搬具                | 4             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>8,921</b>  |
| 工具、器具及び備品            | 153           | <b>資 本 金</b>           | <b>2,038</b>  |
| 土地                   | 726           | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>1,889</b>  |
| リース資産                | 18            | 資本準備金                  | 1,889         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>45</b>     | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>4,992</b>  |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>2,168</b>  | その他利益剰余金               | 4,992         |
| 投資有価証券               | 335           | 別途積立金                  | 30            |
| 関係会社株式               | 1,352         | 繰越利益剰余金                | 4,962         |
| 関係会社長期貸付金            | 29            | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>8</b>      |
| 保険積立金                | 324           | その他有価証券評価差額金           | 8             |
| 繰延税金資産               | 105           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>1</b>      |
| その他                  | 19            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>8,931</b>  |
| 貸倒引当金                | △0            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>21,477</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>21,477</b> |                        |               |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |        |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 37,964 |
| 売 上 原 価               |       | 5,495  |
| 売 上 総 利 益             |       | 32,468 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 26,132 |
| 営 業 利 益               |       | 6,336  |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息               | 6     |        |
| 受 取 配 当 金             | 3     |        |
| 為 替 差 益               | 16    |        |
| 補 助 金 収 入             | 23    |        |
| そ の 他 料 他             | 20    |        |
| 営 業 外 費 用             |       | 89     |
| 支 払 利 息               | 12    |        |
| 支 払 手 数 料 他           | 6     |        |
| そ の 他                 | 1     | 20     |
| 経 常 利 益               |       | 6,405  |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 0     | 0      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 6,404  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,964 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △88   | 1,875  |
| 当 期 純 利 益             |       | 4,528  |

# 株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |              |           |                         |                  | 株 主 資 本<br>合 計 |
|---------------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-------------------------|------------------|----------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                         | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |                |
|                                 |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 別<br>積 立  | 途<br>金 繰 越<br>利 益 剰 余 金 |                  |                |
| 当 期 首 残 高                       | 2,033   | 1,884     | 1,884        | 30        | 724                     | 754              | 4,672          |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |              |           |                         |                  |                |
| 剰余金の配当                          |         |           |              |           | △290                    | △290             | △290           |
| 当 期 純 利 益                       |         |           |              |           | 4,528                   | 4,528            | 4,528          |
| 新株予約権の行使                        | 5       | 5         | 5            |           |                         |                  | 10             |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） |         |           |              |           |                         |                  |                |
| 事業年度中の変動額合計                     | 5       | 5         | 5            | -         | 4,238                   | 4,238            | 4,248          |
| 当 期 末 残 高                       | 2,038   | 1,889     | 1,889        | 30        | 4,962                   | 4,992            | 8,921          |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|------------------|---------|------------------------|-----------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                       | 9                | △0      | 9                      | 3         | 4,685     |
| 事業年度中の変動額                       |                  |         |                        |           |           |
| 剰余金の配当                          |                  |         |                        |           | △290      |
| 当 期 純 利 益                       |                  |         |                        |           | 4,528     |
| 新株予約権の行使                        |                  |         |                        |           | 10        |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） | △1               | 0       | △0                     | △1        | △2        |
| 事業年度中の変動額合計                     | △1               | 0       | △0                     | △1        | 4,245     |
| 当 期 末 残 高                       | 8                | -       | 8                      | 1         | 8,931     |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月14日

株式会社ファーマフーズ  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 溝口 俊一  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 山田 亮  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファーマフーズの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーマフーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年8月6日開催の取締役会において、明治薬品株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議している。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2021年8月31日付で全株式を取得している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年9月6日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月14日

株式会社ファーマフーズ  
取締役会 御中

### 海南監査法人

東京都渋谷区

|        |       |    |    |
|--------|-------|----|----|
| 指定社員   | 公認会計士 | 溝口 | 俊一 |
| 業務執行社員 |       |    |    |
| 指定社員   | 公認会計士 | 山田 | 亮  |
| 業務執行社員 |       |    |    |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーマフーズの2020年8月1日から2021年7月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年8月6日開催の取締役会において、明治薬品株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議している。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2021年8月31日付で全株式を取得している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年9月6日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2021年7月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月17日

株式会社ファーマフーズ 監査役会

|       |     |   |   |   |
|-------|-----|---|---|---|
| 常勤監査役 | 伊井野 | 貴 | 史 | Ⓣ |
| 常勤監査役 | 西脇  | 大 | 輔 | Ⓣ |
| 社外監査役 | 辻本  | 真 | 也 | Ⓣ |
| 社外監査役 | 八田  | 信 | 男 | Ⓣ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、企業の成長性と収益性を両立させる事業方針の下、研究開発、広告宣伝及びM&A等に対する積極的な投資を拡大させながら、株主様に対する還元策として配当等を積極的に充実させていくことを基本方針としております。

上記の剰余金の配当等に関する基本方針を踏まえ、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき金20円とさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 581,242,000円

なお、当期の年間配当金は、2021年4月2日にお支払いしております中間配当金（1株につき金5円）と合わせまして、1株につき金25円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年10月21日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員することとしたく、その選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況      | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------|
| [ 新任 ]                                                                                                                                                                                                                                                         | 1985年4月 小林製薬株式会社入社      | 一株         |
| [ 社外 ]                                                                                                                                                                                                                                                         | 1995年4月 同社薬粧品企画研究グループ課長 |            |
| うえだ たろう                                                                                                                                                                                                                                                        | 2002年4月 同社薬粧品開発部部長      |            |
| 上田 太郎                                                                                                                                                                                                                                                          | 2016年4月 同社中央研究所開発部部長    |            |
| (1960年2月18日)                                                                                                                                                                                                                                                   | 2020年12月 同社退社           |            |
| <p>[取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>小林製薬株式会社において、長年にわたり商品開発及びマーケティングを中心に携わっており、その豊富な知識と経験に基づき、当社の商品開発に関するアドバイスをいただくとともに、外部の視点を持って当社経営への助言及び監督機能を発揮していただくため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、幹部会等重要な会議に出席し、商品開発及びマーケティングに対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> |                         |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上田太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、招聘する社外取締役候補者については、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提として選定しております。
4. 当社は、上田太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を補償するものとする（ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと。犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為などの免責事項等に該当する場合を除く）。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年10月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額150百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式は、譲渡制限付株式を割り当てる事業年度の直前の事業年度に係る売上高及び営業利益の期初業績目標の達成時のみ、割り当てる譲渡制限付株式の数を決定し、一定期間継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として譲渡制限を解除する「譲渡制限付株式Ⅰ」と、中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数が決定される「譲渡制限付株式Ⅱ」の二種類で構成されます。

また、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.21%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.1%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年9月21日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数60,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡

担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

① 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式のうち、当社の中期経営計画の業績目標である売上高成長率等の達成度やその他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した業績目標の達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 業績連動株式報酬のしくみ

##### (1) 譲渡制限付株式Ⅰ

譲渡制限付株式を割り当てる事業年度の直前の事業年度に係る売上高及び営業利益の期初業績目標の達成時のみ、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案しつつ、割り当てる譲渡制限付株式の数を決定する。

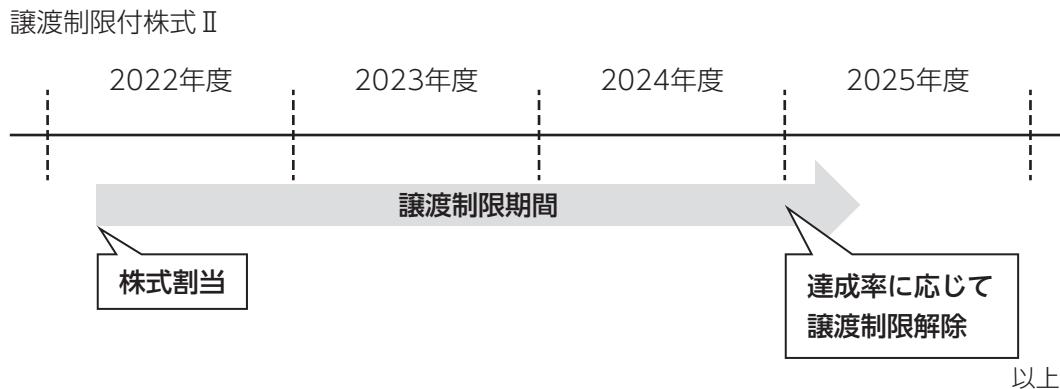
##### (2) 譲渡制限付株式Ⅱ

譲渡制限期間が満了した事業年度の直前の事業年度における、中期経営計画の業績目標である当社の売上高成長率の達成度やその他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した業績目標の達成度に応じて、譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数を決定する。

(ご参考) 当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式の割当て

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当該子会社の取締役に対して、割り当てる予定です。

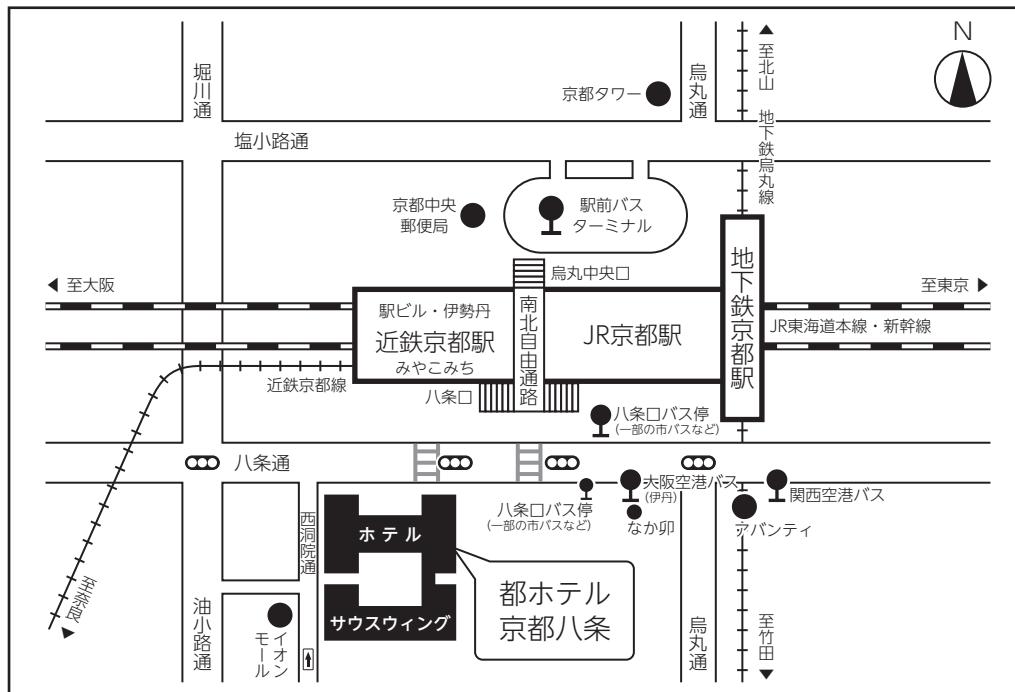
譲渡制限付株式Ⅱの割当てから譲渡制限の解除までのイメージ



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、議決権につきましては書面又はインターネットにより事前にご行使いただきますよう強くお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内図

会 場 京都市南区西九条院町17 (京都駅八条口)  
都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿



- 京都駅前バスターミナル (烏丸中央口) より 徒歩約5分  
「南北自由通路」をご利用の上、八条口方面へお越しください。
- バス停「京都駅八条口」 (大阪 (伊丹) 空港バス) より 徒歩約3分
- バス停「京都駅八条口アバンティ前」 (関西空港バス) より 徒歩約5分

(お願い) 駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。